

第9回浜田市農業委員会総会会議事録

平成30年10月22日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡本 嗣喜	3番 宮崎 龍生	4番 徳田 マスエ
5番 川本 聖光	6番 松山 純久	7番 廣瀬 康友	8番 三明多佳志
9番 林 秀司	10番 三浦 博文	11番 渡辺 弘之	12番 渡邊 弘登
13番 岡本 健治	14番 青葉 真	15番 柿元 信次	16番 大谷 数義
17番 佐々岡常喜	18番 佐々木京子	19番 玉田 一	
1推 前田 正典	2推 田村 邦麿	3推 橋本 安延	4推 三浦 寿紀
5推 小川 明人	6推 神田 進	7推 小松原常雄	8推 近重 邦昭
8推 河野 恒弘	10推 野上 省三	11推 岡田 勝	12推 欠員
13推 小谷 保雄	14推 岡本 定文	16推 欠員	17推 原田 和義
18推 永見 繁廣	19推 齋藤 久行		

2. 欠席委員

2番 岡本 嗣喜	4推 三浦 寿紀
13推 小谷 保雄	

3. 事務局出席職員

佐々本事務局長、木原農地係長、
農林振興課 桑本
しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

おはようございます。皆様方それぞれのところで活躍をされていると思いますが、お身体だけご自愛をさせていただいて、それぞれご活躍をご祈念申し上げます。先月も申し上げました米の集荷実績の1番最多を求めましたので、ご披露を申し上げます。10月18日現在でございます。今集荷率が90%の段階でございます。ちなみに地区別に一等米比率を申し上げますと、浜田地区が58.8%、江津はいいですね、三隅が49%、金城が92%、弥栄が93%、旭が85%、平均しますと77%だというふうに聞いております。それでこういうふうな特に平場の浜田だとか三隅とか江津も含めたところでは、やはり高温障害が1番大きな原因だとJ Aの方では見えております。ご存じの様に高温になりますと、コシヒカリが特に平場は多いわけですから、乳白といった様な症状が出まして等級を下げています。その点、山間部と言いますと、金城なり弥栄なり旭の方は昼夜間の差がありまして、稲が元気に育って高温障害等が少くないということから等級を上げていくんだというふうな状況でございます。今集荷率が約90%でございますので、あともう9000袋ばかりが出ますと達成するわけでございますけれども、なかなか今年個人差がございまして、収量がいいという人もおられますし、逆に悪かったという方もおられます。非常に今年は高温のなかでの栽培でございますので、そういった状況になっているということでございまして、もう残りが少なくなってきたので、大変でございますが皆さん方の中で米を作っておられる方がございまして1袋でも多くJ Aの方に出荷していただきます様お願いをしたいと思います。これより議事を進めたいと思います。

本日の欠席は、2番岡本 嗣喜、4推三浦寿紀、13推小谷保雄以上3名の方から欠席の届出が出ております。また早退は、7番廣瀬康友委員、18番佐々木京子委員、以上2名の方から早退の届出が出ております。本日の議事録署名者は、4番徳田マユ委員、5番川本聖光委員です。よろしくお願いたします。

議事に入る前に、事務局が発言を求めていますのでこれを許可します。

このたびの10月1日の人事異動により、新しく木原が異動してまいりましたの一言、あいさつ申し上げます。おはようございます、私です、この10月異動におきまして農業委員会、農地係にすることになりました木原と申します。どうぞよろしくお願いたします。若干自己紹介をさせていただきます。市役所に入りまして35年くらいになるんですけど、農業委員会というか農地に絡むところが今まで経験が無くてちょっと自分自身不安に思っておりますけれども、いきなり現地確認のときにですね、いきなり資料を持っていくのを忘れたり、大変皆様には心配とご迷惑をおかけしましたけれど、前任の河野係長、その前の河上係長ですね、そこまではいかないですけどもできる努力をしますのでね、皆さんと一緒にお仕事ができたらなあと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それで、私携帯番号を書いておりますけれども、もしこちらの番号からとか、

市役所からあつたりしたらですね、優しく対応していただけたらと思います。番号につきましては私木原といたしますけれども090-****-****でございます。電話させていただいたときには、すいません、出ていただけますか。よろしくをお願いします。

会長

お願いします。
それでは木原さん、ひとつよろしくをお願いします。
では、議事に入ります。
議第1号、農用地 利用集積計画の策定について、議決を求める。
それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。本日資料をお配りしております。農用地利用集積計画案、それから集積一覧表、その前にごめんなさい。本日の総会の次第、今回ちょっと枚数が多くなっておりますけれども、中にゼンリン等を付けているものでございます。それから箇所図の一覧表、それから平成30年10月の農業委員会総会案件現況写真があるかと思いますが、ご確認をお願いいたします。それでは、農業経営基盤強化促進法 第18条 第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について 審議のうえ 農業委員会の議決をいただきたいと思っております。
それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画案と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画案についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、12件、25筆、21,839㎡となっております。
申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。
公告日は10月26日を予定しており、利用権設定については開始日を11月1日以降としております。農用地利用集積計画案については以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたかございませんか。
無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

～全委員 挙手～

会長

ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。
続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

農業委員会等に関する法律 第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権 移転や農地の転用などの審議をお願いします。
農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の

移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は国分町の畑です。場所は浜田市立国府公民館から約650m北東の、唐鐘8町内です。この申請は、譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は24a余りとなり、下限面積基準を満たしております。写真につきましては、3ヶ所撮っており、確認をお願いいたします。なお、写真を見ますと、原野状態のところもありますが、耕作意思があることを確認しております。

続きまして2号について説明します。申請地は、資料5ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は日脚町の畑です。場所は浜田市立第3中学校から約600m南西の、日脚町5町内です。この申請は、譲受人が 売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は47a余りとなり、下限面積基準を満たしております。写真につきましては2ヶ所撮っております。

3号について説明します。申請地は、資料6ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は 野原町の畑です。場所は浜田市総合福祉センターから約500m北東の、野原町1町内です。この申請は、譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は70a余りとなり、下限面積基準を満たしております。

続きまして4号について説明します。申請地は、資料7ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は長沢町の畑です。場所はJR浜田駅から約550m東北の、長沢町8町内です。この申請は、譲受人が遺贈で、申請地を取得するものですので、下限面積は対象外の案件ですが、法務局の手続き上、農業委員会の許可が必要であることから申請があったものです。

5号について説明します。申請地は、資料8ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は宇野町の畑です。場所は国府公民館宇野分館から約350m北東の、東町内です。この申請は、譲受人が売買で申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は89a余りとなり、下限面積基準を満たしております。

3条の最後6号について説明します。申請地は、資料9ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は弥栄町木都賀の畑です。場所は杵束公民館から約500m北の、大斎町内です。この申請は、譲受人が 売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は115a余りとなり、下限面積基準を満たしております。

また、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみて問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上6件です。

ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきましては、8番三明委員もしくは河野推進委員お願いします。

第8番(三明多佳志委員) 15日、現地確認した結果、ただ今事務局の方が説明されたとおりでございます。どうぞよろしく申し上げます。

会 長 2号については前田推進委員申し上げます。

第1推(前田正典推進委員) 10月16日火曜日に事務局の木原さんと会長さんと3人で現地確認をおこないましたところ、別に異常はないと思いますので、よろしく申し上げます。

会 長 3号につきましては、6番松山委員もしくは神田推進委員申し上げます。

第6番(松山純久委員) 先月、日にちはちょっと忘れましたが、事務局と神田推進委員さんと現地確認に参りました。何の問題もないと思われますので、よろしく申し上げます。

会 長 4号につきましては、16番大谷委員 申し上げます。

第16番(大谷数義委員) 写真を見ていただいても現在耕作しておられる土地でございますので、説明どおり問題はないと思います。よろしく申し上げます。

会 長 5号については、8番三明委員もしくは近重推進委員申し上げます。

第8推(近重邦明推進委員) 10月の15日に三明委員と河野推進委員さんと事務局の係長さんと現地を確認しましたが、問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

会 長 6号は、4番徳田委員もしくは三浦推進委員申し上げます。

第4番(徳田マスエ委員) 先般、三浦推進委員と事務局と現地を確認いたしました。何ら問題はないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

会 長 以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

委 員 では、採決に入ります。
第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

会 長 ~挙手 多数~

事務局 ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。
農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外

の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料11ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、旭町今市の田です。場所は、浜田市旭支役所から約750m南西の神代屋行政区です。申請地は、農用地区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に墓地を設置するものです。他の農地への影響はないものと思われま

す。先般の総会でこれについては持ち越しということで、実は17日に原田会長様と橋本推進委員長、それから藤原会長と私、4人で現地を見ました。それで実際にですね、ここは平成15年度から16年度にかけて県道改良2車線に伴います残土処理として田が畑になっております。市役所の税務課の方では雑種地という扱いをしております。また畑がむこうに見えますけれども、こちらの手前の方に0mの墓を設置したいという転用でございます。実際に農振地域ではありますが、昨年の10月に農地除外をこの0mにつきましてはしております。そして実際に分筆登記もされているという観点から何らかの0mについては何ら問題はないと思われまますのでよろしく願います。

2号について説明します。申請地は、資料12ページ、図面番号⑧をご覧ください。申請地は、浅井町の畑です。場所は、JR浜田駅から約350m北東の浅井町4-1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域です。13ページの顛末書のとおり、当該申請の箇所は昭和60年頃から市道拡幅により残地を舗装し、駐車場等として利用されていた経過があった案件です。

3号について説明します。申請地は、資料14ページ、図面番号⑨をご覧ください。申請地は、竹道町の畑です。場所は、JR浜田駅から約520m南の朝日町3町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域です。15ページの顛末書のとおり、当該申請の箇所は昭和45年頃から先代が駐車場として整備し、その後、相続により名義が変わったという案件です。農地法第4条申請については、以上3件です。

会長

ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号について、3番の宮崎委員もしくは橋本推進委員お願いします

第3番(宮崎)

龍生委員)

ただいま事務局の方からありました様にですね、これ前回の繰り上げということです。当日のですね予定の現場視察のときに急用ができて急に行かれないかなって事務局の木原さんの方にですね、日にちの変更が何とかできませんかとお願いしたんですが、今のところは全部組んでいるから日にちが変更できないというんですね、急遽、私抜きで会長さん等に現地を確認してもらいました。ただいま事務局の方から発表していただいたとおりでございますので、よろしく願います。

会長

2号と3号を6番松山委員もしくは神田推進委員お願いします。

6番(松山純)

久委員)

2号の朝日は新しく私の方に入ったもので、初めて行って見たのですが、ここはだいぶ前から擁壁があって、上に少し畑があるのですがもう何の問題もな

いと思います。

3号は、私が若い頃にはここはもう駐車場になっておりまして、確認はもう済んでいると思ったんですが、私のときにこれがあがったものですからアレですが、何の問題もないと思います。よろしくお願いします。

会 長

以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。1号につきましては私も現地を見させていただきました。確かに写真の様な状況でございます。雑種地といえば雑種地だというふうな状況でございますので、先月これも上がりましたが保留で残っていた分でございます。別に問題はないんじゃないかと私は感じておりますけれども、皆様方の方で何かご意見ございましたら発言をよろしくお願いします。

はい、どうぞ。岡田委員。

第11推(岡田勝推進委員)

はい、11番推進委員の岡田ですが、1号の件ですけど今説明された、現状は雑種地になっているということで、農業委員としては墓地以外は農地として後に残るのですか。

会 長

お願いします。

事 務 局

そうですね、農地として残ります。農業委員会事務局の方としましては、ご本人さんご高齢なんです、私〇〇司法書士さんを通じまして地目変更していただきたいということをお伝えしてしております。

会 長

よろしいですか。

第11推(岡田勝推進委員)

はい。

会 長

確かに写真の上の方から右の方、現に野菜を作っておられまして、畑といえは畑だという様な状況でございます。

ございませんか。

では採決に入ります。

第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委 員

～挙手 多数～

会 長

ありがとうございます。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。

農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の者が権利

を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料17ページ、図面番号⑩をご覧ください。申請地は、三隅町河内の畑です。場所は三隅支所から約1.25km南、下河内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、駐車場利用の案件で、1月の総会において、当該地の南側の土地を、仮設住宅として一時転用の申請があったもので、その隣接地を、駐車場とする案件です。

続きまして2号について説明します。申請地は、資料18ページ、図面番号⑪をご覧ください。申請地は、周布町の田です。場所は周布小学校から約900m南、周布町1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住宅地域で、農地区分は第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を個人住宅及び駐車場にするものです。

続きまして3号について説明します。申請地は、資料19ページ、図面番号⑫⑬をご覧ください。申請地は、後野町の畑です。場所は、石見公民館佐野分館から約850m北西の後野町2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に、後ほど、非農地証明でも出てきます土地とともに、太陽光発電施設を設置するものです。周囲に農地はなく他の農地への影響はないものと思われまます。なお写真がですね5条として2枚、農地転用の写真の方の8ページと9ページに3枚、7号に出てきますけど、箇所についてはこういう状況です。

ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましてお願いいたします。

1号につきましては19番 玉田委員もしくは斎藤推進委員お願いします。

19番(玉田

一委員)

10月17日に斎藤推進委員さんと事務局さんと一緒に現地を確認させていただきましてけれども、説明にありましてとおりでございますので、問題はないと思います。よろしくお願いします。

会長

2号については前田推進委員からお願いします。

第1推(前田

正典推進委

員)

10月16日火曜日、木原さんと原田会長と3人で直接確認をいたしましたけれども別段問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

会長

3号については16番大谷委員 お願いします。

第16番(大

谷数義委員)

2筆ともですね、影響は地目は畑となっておりますが、現況は耕作はされておりますが、太陽光発電ということで土地の有効利用にはつながると思えますので、よろしくお願いいたします。

会長

以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

ないようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委員

～挙手 多数～

会長

ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、転用統制外証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号は、資料21ページ、図面番号⑬をご覧ください。申請地は、金城町波佐の田です。場所は、波佐小学校から約300m西の、馬場町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

続きまして2号は、資料22ページ、図面番号⑭をご覧ください。申請地は、久代町の畑です。場所は国道9号海浜公園入口交差点から約450m北西の、久代町1町内です。当該申請地は、昭和50年代より耕作放棄され、現在は山林もしくは原野化しています。

3号は、資料23ページ、図面番号⑮をご覧ください。申請地は、三隅町上古和の畑です。場所は、黒沢公民館から約4kmの南に位置しております。当該申請地は、昭和48年頃より耕作放棄され、現在は山林化しています。提出者に確認したところ、最近現地にも行けない状態であるということでした。写真も益田市美都町側から撮ったものでございます。現地にはちょっと行けなかったですけど、下のところから状態を確認した案件でございます。

続きまして4号は、資料24ページ、図面番号⑯をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の田、畑です。場所は黒沢公民館から約2kmの南東の、黒沢7区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

5号は、資料25ページ、図面番号⑰をご覧ください。申請地は、浅井町の畑です。場所は、JR浜田駅から約300m北の、浅井4-11町内です。当該申請地は、昭和49年頃より耕作放棄され、現在は山林化しています。

続きまして6号は、資料26ページ、図面番号⑱をご覧ください。申請地は、河内町の田です。場所は山陰道相生ICから約1,150m南東です。当該申請地は、昭和49年頃より耕作放棄され、現在は山林化しています。

7号は、資料はもどりまして19ページ、図面番号⑲⑳をご覧ください。申請地は、後野町の田・畑です。場所は、石見公民館佐野分館から約850m北西の、後野町2町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

8号は、資料27ページ、図面番号㉑をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の畑です。場所は、黒沢公民館から約1.1kmの南東の、下古和です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

転用統制外証明願は、以上8件です。

会長

ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、17番佐々岡委員もしくは原田推進委員お願いします。

第17番

(佐々岡常
喜委員)

先般、原田推進委員さんと事務局さんと私と3人で、現地を見させていただきまして写真の状態は大変山になっております。以前からこの写真を見て右手ですが、あの辺は川がございまして、50mちよとの川なのですが、その間に砂防が3つも4つもあります。毎度水害に遭ったところであり、ですので、耕作放棄が何年前か分からないほど古いものでございまして、どうもここを田んぼにするというのほちよと無理でございまして、皆さんにご報告をいたします。

会長

2号については、8番三明委員もしくは河野推進委員お願いします。

第8番(三明

多佳志委員)

先般、事務局さんと一緒に現地を確認した結果、説明のとおりでございまして、よろしくお願いします。

会長

3号と4号につきましては、10番三浦委員もしくは野上推進委員お願いします。

第10番(三

浦博文委員)

先般、事務局と野上推進委員3人で現地を確認に行きましたが、写真でご覧いただけます様に山林化しておりますので、やむえないものと判断しております。事務局のとおりでございまして、お願いします。

会長

5号と6番松山委員もしくは神田推進委員お願いします。

第6番(松山

純久委員)

相生町の現場は今度新しく入ったところですが、もう原野化しております。何の問題もないと思いますので、よろしくお願いします。

第6番(神田

進推進委員)

これは河内町なのですが、先般、松山さんと事務局さんと現地を確認しました。木が生えてやれん様になっておりますので、この様な状態です。よろしくお願いします。

会長

7号は16番大谷委員お願いします。

第16番(大

谷教義委員)

現地はですね、主要地方道浜田八重可部線の佐野から後野を経由するバスがあり、現地付近にバス停があるわけですが、この周辺です。私70歳になります。私が中学生の頃、このバス停を利用して中学校に通ったと、そういうわけですが、その当時より、田んぼの一部は耕作がしてあった様に思います。その後は現況の様になっているので、なで転用は致し方ないと考えておりますので、よろしくお願いします。

会長

8号については、10番三浦委員もしくは野上推進委員お願いします。

10 番 (三浦 博文委員)	写真をご覧のとおり同じく山林化しておりますので、よろしくお願ひします。
会 長	以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願ひします。ございませんか。 では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願ひします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございます。以上で転用統制外証明願については承認されたので、そのように処理をいたします。 続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願ひします。
事 務 局	それでは公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。 1号について、説明します。資料 29 ページ、図面番号㊸をご覧ください。届出地は、三隅町井野の田です。場所は、井野公民館から約 700m 南東の井野町市場です。この届出は平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日までを廃土期間として、平成 29 年度からの市道中筋線道路改良工事 (3 工区) その 1 で発生する廃土 1,000 m ³ で 届出地を埋め上げ、工事後には農地として整備されます。 以上、報告します。
会 長	以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願ひします。
第 16 番 (大 谷数義委員)	これは現況、田として使っておられるのですか。
会 長	現況はどうでしょうかということですが。これ誰か現場を知っておられる方おられますか。
第 5 番 (川本 聖光委員)	現場行ってみました、2 人で。実際、今田んぼとしては全然作っておりません。ここはちょっとカーブになっておりますね、これを見ると。これが道路改良である程度まっすぐになるんですか。
第 16 番 (大 谷数義委員)	はい、田であって残土を埋めた後に、現況を考えますと農地として利用できるかどうか。
第 5 番 (川本 聖光委員)	ないと思います。
第 16 番 (大 谷数義委員)	はい、わかりました。

会長 ここはフケ田ですか、何か水が溜まっている様な気がしますが嘘ですか。

第5番(川本
聖光委員)

そうでしょうね、見る限りはですね。
ガク穂がのぞいている。

会長

農地として作られます様に。という案件でございます。

では報告を終わります。

その他事務局からありましたらお願いします。

事務局

農業公社の植本相談員さんの方から情報提供があるとのことですので、よろしくお願いします。

相談員

失礼します。紹介を受けました農業振興公社の植本でございます。貴重な時間ですけれども、また報告とお願いということで説明したいと思います。まず中間管理事業につきましては皆様のご協力をいただきまして、数字の方も26年からスタートしまして約60haの集積ということで、数字的には上がっております。中心になりますのは、やはり金城等で積極的な活用をいただいております。各地区の方も県内、また県外もそうですけど、なかなか農地が荒れていると、担い手と言いますが、引き継ぐ者がなかなかいないという様な状況でございます。現在浜田市、それと農業委員会の方と一緒に回っているのが、弥栄と三隅の法人さんの方、本年度末、集積ということで目指しまして今事務的なことを進めております。中間管理の方もいろいろ皆さんのご要望に沿えない、国の制度でございますのでなかなか利用がしにくいというのも多々あるかも知れませんが、年を追うごとに皆さんの必要にあつた様なかたちということで、少しづつですが移行をしている状況でございます。その点、農業委員会の方も昨年新しい改正ということで浜田市の農業委員会の方も3月から新スタートということでございます。公社また県の方もやはり地元の農業委員会の方の情報というのが、今後の集積を進めていくには必要なことだということで、農業委員会、農業委員の方、それと最適化農業推進委員の方とお互いに連携を持ちながら活動については一緒にという方向が出ております。ここ最近のいろんな相談等につきましては農業委員会なり、また農業委員の方、最適化の方と一緒に同行する様にしております。なかなか皆さんもご多忙だと思えますが是非とも必要なお互いの情報を共有しながら、この集積の方を進めていきたいと思っておりますのでよろしくご協力をお願いいたします。以上簡単ですが失礼します。

会長

今、植本推進委員からもありました様にこの度法律が変わりまして、とにかく農地を最適に使いなさいというのが最大の目標でございます。ということ

は農地をとにかく荒らさずに担い手の方に集めなさいというのが国の考え方でございます。それに対していろいろ補助等が、改定等があるわけでございますがそれらを活用しながら、特に認定農業者の方に農地を集めなさいと、そのために中間管理機構を通じてながら推進委員さんと一緒になっております。しなさいというのが今回の大きな目標でございますので皆様方、農地が荒れない様にひとつ担い手さんの方へ集まる様なまた努力なり工夫もよろしく

お願いしたいと思います。

事務局 すいません、いいですか。

会長 はい、どうぞ。

事務局 すいません、最後に一言、今金城の七条関係、また浜田の生湯関係ですね、推進委員さんが今2名欠けておりますが、今からネット上で公募をかけます。基本的には約1ヶ月程度かけますけれども、ほぼほぼやっていただけそうな方がいらっしゃいますので手が上がるんじゃないかと安心しているところであります。それから推進委員の皆さんにつきましてはマニュアルも実は作りしました。作りましたがその推進委員さんが決まってから名前も入れながらと思っておりますので、少々お待ちいただければなと思っております。活動の手引きを作っております。多分11月にお渡しできるか12月かですが、そういったものも参考にしながら活動の手引きにさせていただければと思っております。以上です、すいません。

会長 はい、その他ございますでしょうか。

事務局 はい、先月もお話しをしました、金城町さざんか祭りへの参加についてです。今年も金城の委員さんを中心にさざんか祭りに11月3日4日に参加予定です。事務局からは、以上です。

会長 そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。

第16番(大谷数義委員) すみません。

会長 はい、大谷委員どうぞ。

第16番(大谷数義委員) 16番の大谷です。私ちょっと勉強不足で分かりませんので、この席で教えていただきたいのですが、最近太陽光発電をあちこちで見受けるわけですが、これ農地、田んぼや畑を利用して太陽光パネルを並べるときにその下の耕地については耕作物、農作物なり、これは植え付け育てることが必要条件となっているわけですか。

会長 それはありません。逆に言うとその設置者の方しかその中には入れませんので、他の人は入れませんので、ないですね。営農の方がそうでした、この分については3年間ですか、貸して更新していくと、それをしない人はだめですよ、取り外しなさいという指導があると聞いております。ただ一般的には農地にパネルをひくというのはございます。ですから問題ございません、だからどっちもできるということです。

第16番(大) それで、例えば私個人でそういうことをする場合には、どうなんですか。

谷数義委員)

会長

もちろん個人で結構ですよ。証明できますか。

第16番(大)

谷数義委員)

はい、例えば下に何か柵だとかお茶だとか植えなければならぬという様なことは。

会長

絶対条件じゃないです。植えてもいいし、逆に言えば植えなくてもよろしい。

第16番(大)

谷数義委員)

はい、分かりました。

会長

この太陽光というのはいつまで通じるのかね、個人じゃどうもいふうなことを聞いておりますが、企業なんかは10年か20年もしないうちに買い取り価格がだいぶ下がると、だからそれまで勝負だと聞いているんですが、これが事実かどうか分かりませんが、だからどんどん確かに果の農業会議に行っておりますも、太陽光がものすごいございます。他の市町村でも、それだけ魅力があるのかなと思わすけれども、業者の方がそういうてされるのは研究されてやっておりますので、我々がどうこう言うことはないんですが、その後の産業廃棄物でパネルがみんな捨てられるという格好になっております。何かその他ございませんでしょうか。

ほかにありませんか。

以上を持ちまして、第9回総会を終了します。この11月の下旬に全国農業委員会のお会合がございまして、そのうちに県選出の国会議員と懇談する場面がございまして、2時間くらい衆参両議員と話し合いをするわけでございます。何か皆様方の方でこれは質問してほしいということがございまして、来月は26日が総会でございますので、そのときにでも結構ですのでそういった質問等ございまして申し入れを入れていただきたいと思います。ありがとうございます。それでは以上をもちまして総会を終了させていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。

終了 午前10時40分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議長

委 員

委 員

